

後

除く。) である連結法人の分)

④

平成 年 月 日 税務署長殿		国	道	県	市	町	村	番地	別添封筒	一連番号				
所在地 電話() - 連絡法人名 代表者 自署捺印 代表者 住所 連絡費法 人名及び 納税地	事業種目	円							連続グループ整理番号					
	期末現在の資本金の額又は営業上の負債の額								整理番号					
	同非区分	特異会社	空	同族会社	有関係会社	連続申告年度(※)								
	経理責任者 自署押印	(印)							売上金額					
	出所在処及び 出 入 人								届出年月日					
	送付書類	算帳対照表、損益計算書、夜間支払(明記)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織図組織に依る契約書の写し、組織図組織に係る移動資産等の明細書							申告区分	序	部	室	係	課
通信日付印	確認印	省略	年 月 日											
年 月 日	年 月 日													

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条 の書面提出有	☐
--------------------	-----------------------

別所 得 金 額 又 は 別 所 得 金 担 当 金 (イ) + (ロ)	十 億	百 万	千	円	港 結 欠 損 金 の 繰 戻 し に よ る 還 付 金 の 個 別 留 保 局 庫	十 億	百 万	千	円
1 別所所得金額又は別所所得金担当金 (イ) + (ロ)					13 港結欠損金の繰戻しによる還付金の個別留保局庫				
2 算出港結法人税額留保局庫 (28) 又は (29)					14 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
3 港結法人税額留保局庫 (28) 又は (29)					15 この個別所得金額又は別所所得金担当金に課税税額留保局庫 (28) 又は (29) 相当額を算出する				
4 算出港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					16 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
5 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					17 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
6 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					18 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
7 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					19 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
8 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					20 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
9 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					21 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
10 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					22 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
11 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					23 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
12 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					24 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
13 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					25 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
14 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					26 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
15 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					27 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
16 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					28 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
17 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					29 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
18 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					30 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
19 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					31 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
20 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					32 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
21 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					33 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
22 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					34 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
23 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					35 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
24 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					36 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
25 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					37 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
26 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					38 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
27 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					39 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
28 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					40 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
29 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					41 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
30 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					42 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
31 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					43 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
32 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					44 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
33 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					45 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
34 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					46 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
35 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					47 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
36 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					48 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
37 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					49 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
38 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					50 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
39 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (31)					51 港結法人税額留保局庫 (12) ~ (13)				
40 港結法人税額留保局庫 (28) ~ (									

稅 著	理 名	士 印
--------	--------	--------

前

除く。) である連結法人の分)

個

 平成 年 月 日 税務所長殿		所 在 地 番 号 業 種 番 号 所 在 番 号 所 在 番 号 所 在 番 号	個別帰属 一連番号 通達グループ 番号等	各通達事業年度の通達法人移の個別帰属票の(印)
所在地	事業種目	税	税理番号	
連 結 法人名	前年度末の 資本金の額又は 出資金の額	通達事業年度 (至)	売上金額	
代表者 自署押印	同 非 区 分 特別会社 定額 同族会社 共同会社	出 品 年 月 日	申告 区分 序指 定 局指 定 振 込 等 区 分	
代表者 住 所	経理責任者 自署押印	通 信 日 付 印 確 認 印	年 月 日	
連結通達 法人名及び 納税地	①所在地及び 旧法人名	②	年 月 日	年 月 日
	貸借対照表、損益計算書、株 主(社員)資本等変動計算書又は 損益計算表、勘定科目目内 訳明書、事業概況書、組織 再編成に係る契約書等のうち、 組織再編成に係る移動資産等 の明細書	添付書類	年 月 日	年 月 日

平成 年 月 日

連結事業年度分の

申告に係る届出書

平成 年 月 日

税理士法第30条 の書面提出有	☐
--------------------	-----------------------

別所得金額又は 別別欠損金額 (イ) + (ロ)		十億	百万	千	円	連結欠損金の繰戻しに よる還付金の個別帰属額		十億	百万	千	円
1	(イ) 個別所得金額又は個別別欠損金額 (別表四の「付表16(ロ)」) (ロ) 連結欠損金繰戻し増減発生額 (別表五の「付表24」)					連結法人税個別帰属額 (12) - (13)					
2	算出連結法人税個別帰属額 (28)又は(29)					この の 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	個別所得金額又は 別別欠損金額 (イ) + (ロ)				
3	土地 譲渡 所得 金額 (別表三の「付表12」) + 別表三の「付表20」					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	課税個別土地 譲渡利益金額				
4	連結法人税個別帰属額 (2) - (3)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	基準 留 保 金額				
5	連結納税の承認を受け取りたい場合等 に お い て 該 納 税 に 連 結 法 人 税 の 引 当 金 の 繰 戻 し 増 減 生 じ る 額					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	連結法人税 個別帰属額				
6	個別別土地譲渡利益金額 (別表三の「付表12」) + 別表三の「付表20」					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
7	同上に対する税額 (30) + (31) + (32)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
8	基準 留 保 金額 (別表三の「付表51」)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	連結法人税個別帰属額 (14) - (18)				
9	同上に対する税額 (別表三の「付表61」)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	連結欠損金個別帰属額の当期割額 (別表七の「付表19(ロ)」)				
10	連結法人税個別帰属額計 (4) + (5) + (7) + (9)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	翌期へ繰り越す連結欠損金個別帰属額 (別表七の「付表20(ロ)」)				
11	個別控除税額 (35)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
12	算出連結所得に対する 連結法人税個別帰属額 (10) - (11)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
13	連結所得金額 (別表一の「付表1」)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
14	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
15	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
16	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
17	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
18	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
19	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
20	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
21	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
22	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
23	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
24	連結所得金額 (別表一の「付表1」)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
25	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
26	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
27	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額	この 属 する 中 の 前 修 で 正 する 金額				
28	個別所得金額又は 別別欠損金額 (1)					この 属					

稅	理	署	名	押
---	---	---	---	---

各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書（連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分……平二五・四・一以後終了連結事業年度分

個

[illegible]

申告に係る届出書

翌年以降 運付要否	要	否
税理士法第30条 の書面提出有		有

[illegible]

稅	單	上
著	名	押

(新 設)

改 正 後	改 正 前
(184-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (平成 26 年 10 月 1 日以後開始連結事業年度分から使用) 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分」の記載要領 この届出書は、法人税法（以下「法」といいます。）第81条の25(連結子法人の個別帰属額等の届出)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人に係る連結子法人が、各連結事業年度に係る法第81条18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額、地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財源確保法」といいます。）第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額、これらの金額の計算の基礎その他事項を記載した書類を提出する場合に使用してください。 また、この届出書は、法第81条の22第2項(連結確定申告書の添付書類)の規定により、普通法人（特定の医療法人を除きます。）である連結親法人が、各連結事業年度の法第81条の18第1項(連結法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される法人税の負担額として帰せられる金額又は法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（個別帰属額に関する書類）を添付する場合、地方法人税法第19条第4項(連結法人の地方法人税確定申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の地方法人税法第15条第1項(連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される地方法人税の負担額として帰せられる金額又は地方法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結地方法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合並びに復興特別法人税に関する省令第1条第2項(復興特別法人税申告書の添付書類)の規定により、当該連結親法人が、各課税事業年度の復興財源確保法第52条第1項(連結法人の復興特別法人税の個別帰属額の計算)の規定により計算される復興特別法人税の負担額として帰せられる金額又は復興特別法人税の減少額として帰せられる金額及びこれらの金額の計算の基礎を記載した書類（連結復興特別法人税の個別帰属額に関する書類）を添付する場合にも使用してください。 なお、当該連結親法人が連結確定申告書及び地方法人税確定申告書と併せて復興特別法人税申告書を提出する場合において、連結法人税の個別帰属額及び連結地方法人税の個別帰属額と併せて連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類（この届出書の様式を使用して作成した書類）を連結確定申告書及び地方法人税確定申告書に添付したときは、連結復興特別法人税の個別帰属額を記載した書類を復興特別法人税申告書に添付したものと取り扱われますので、当該書類を復興特別法人税申告書に添付しなくても差し支えありません。 (注) 個別帰属額の計算の基礎を記載した書類の作成に当たっては、別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を使用してください。 1 提出期限等 この届出書は、各連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に1通（当該連結子法人が調査課所管法人の場合には、2通）提出してください。 (注) 連結確定申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、当該延長された期限がこの届出書の提出期限となります。 2 各欄の記載要領 この届出書は、「別表一の二(一)各連結事業年度の連結所得に係る申告書―普通法人（特定の医療法人を除く。）の分」を参考に記載してください。 このほか、「連結事業年度分の 申告に係る届出書」の空欄には、更正・決定による異動があった場合には、「申告」を二重線で消し、「更正」又は「決定」と記載してください。 3 添付書類 この届出書（別表三(二)～別表十七の二(三)付表二並びにこの届出書の付表一・二及び復興特別法人税申告書別表二～別表三付表を含みます。）の提出に当たっては、次の書類を順に添付してください。 (1) 貸借対照表及び損益計算書 (2) 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表 (3) 勘定科目内訳明細書 (4) 事業概況書 (5) 組織再編成に係る契約書等の写し (6) 織再編成に係る主要な事項の明細書	(184-2 各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書―連結親法人が普通法人（特定の医療法人を除く。）である連結法人の分） (新 設)